

指定訪問看護事業者の指定の取消し

厚生労働省九州厚生局は、下記の指定訪問看護事業者に対し令和8年6月1日付で指定の取消しとする処分を行います。

記

1 指定訪問看護事業者の指定の取消し

(1) 指定訪問看護事業者の名称等

- ① 名 称 訪問看護ステーション きらら
- ② 所 在 地 沖縄県中頭郡中城村南上原 717 番地 1 丸勝マンション 1F
- ③ 事 業 者 株式会社 キララ 代表取締役 稲嶺 積 (いなみね つもる)

(2) 指定の取消年月日

令和8年6月1日

(3) 根拠条文

健康保険法第95条第3号及び第6号

2 診療報酬の不正請求

監査において確認した不正請求に係る訪問看護療養費明細書の件数及び金額

(不正請求：令和4年10月分～令和5年12月分)

利用者	訪問看護療養費明細書の件数	金額
26名分	169件	2,375,448円

(注) 上記の件数及び金額は、監査で確認したもののみを計上しており、最終的な不正請求の件数及び金額は、今後精査していくこととしているので、現時点では確定していない。

3 取消処分の主な理由

不正請求 (その他の請求)

- ① 看護職員が出勤していないにもかかわらず、出勤し指定訪問看護を行ったものとして訪問看護記録書Ⅱに不実記載し、指定訪問看護療養費を不正に請求していた。
- ② 実際には看護職員が退勤している時間にもかかわらず、指定訪問看護を行ったものとして訪問看護記録書Ⅱに不実記載し、指定訪問看護療養費を不正に請求していた。

- ③ 看護職員が既に退職しているにもかかわらず、指定訪問看護を行ったものとして訪問看護記録書Ⅱに不実記載し、指定訪問看護療養費を不正に請求していた。

4 監査を行うに至った経緯等

- (1) 令和5年9月、匿名の者から訪問看護ステーション きららが、指定訪問看護事業者の代表取締役である稲嶺積氏（以下「稲嶺代表」という。）が運営する就労支援事業所（以下「事業所」という。）に通所している利用者に対し、利用者宅への訪問ではなく、事業所へ訪問することで利用者宅への指定訪問看護を実施したとして不正請求をしているとの情報提供があった。
- (2) 令和5年11月28日付けの地方紙に、稲嶺代表らが事業所の利用者数十人を勧誘し、利用者宅ではなく事業所内で看護を受けさせたものや、30分に満たない指定訪問看護を行ったものなど、要件を満たさない指定訪問看護で診療報酬を不正に受け取った疑いがあるとの記事が掲載された。
- (3) 令和6年1月、個別指導を実施し、指定訪問看護に係る諸記録及び出勤簿等の関係書類を確認したところ、指定訪問看護の内容等に疑義が生じ、これについて指導時間内に稲嶺代表等の出席者から明確な説明が得られなかったため指導を中断した。
- (4) 以上のことから、訪問看護療養費の請求に不正の疑義が生じたため、令和6年7月から令和7年8月まで計10日間の監査を実施した。